

特定外来生物の拡大防止と駆除にご協力をお願いします

▶ 特定外来生物とは・・・

海外が起源の外来種で、外来生物法により生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れがあるものとして国により指定された生物のことです。特定外来生物に指定された生物は、飼育・栽培・保管および運搬・輸入・野外に放つ・植える・まくなどが禁止されており、刑罰が科せられる場合があります。

▶ 池田町での被害・・・

外来生物の中には、繁殖力が強くあっという間に増えてしまう種類があり、いったん広がってしまった外来生物を駆除するには、大変な労力と時間・費用がかかります。外来生物は「入れない・捨てない・拡げない」の3原則を守ることが重要です。

長野県では特定外来生物 105 種のうち 18 種が確認されていますが、池田町ではその中でも「オオキンケイギク」と「アレチウリ」の被害が深刻な問題となっています。

オオキンケイギク

明治時代に観賞用、緑化用として輸入されましたが、繁殖力が強く生態系に悪影響を及ぼしかねないため、2006年に特定外来生物として指定されました。5～7月に直径3～7cmの橙黄色の花が咲きます。種子は、長期間発芽可能な状態で地中に残るため、その年に全て駆除したとしても、翌年再び生えてくることがあります。地中の種子を増やさないためにも花が見られたらできるだけ早く駆除を行うことが必要です。



アレチウリ

長いツルを伸ばし、他の植物に覆いかぶさることで他の植物の成長を阻害するため、2006年に特定外来生物として指定されました。

5月頃から順次発芽し、8～10月に開花・結実します。ツルの長さは10m以上にもなり、葉や茎、実などにトゲがあります。ただし発芽後しばらくはトゲもやわらかいため、その時期に抜き取りを行うことが一番効果的です。



個人所有地や、自治会管理地（広場や集落センター敷地等）に生息が確認された場合は、至急抜き取り等の駆除を行ってください。

また、オオキンケイギクについては、気づかずに観賞用の花として育てているご家庭もありますので、隣近所での声掛けもお願いします。